

生食発0727第1号
平成29年7月27日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付け食安発1017第1号。以下「通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、昨年5月に実施された中国政府による中国向け輸出水産食品登録施設に係る現地調査の結果について中国政府と協議を行ったところ、中国向け輸出水産食品登録施設の定義を更に見直す必要が生じたことから、下記のとおり改正することとしましたので、特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管内関係営業者等への周知について、御配慮いただくようお願いします。

記

中国政府が定める水産食品衛生関係規定を踏まえ、中国向け輸出水産食品登録施設のうち、保管施設の定義の見直しを行い、中国政府に登録された日本国内の加工施設で加工された中国向け輸出水産食品を最終保管する保管施設についても、登録が必要な対象に追加する。また、その他所要の改正を行う。（通知の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」を別添新旧対照表に改正する。）

